

生駒市規則第23号

生駒市中小企業融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

生駒市長 山下 真

生駒市中小企業融資規則の一部を改正する規則

生駒市中小企業融資規則（平成12年3月生駒市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 第4条第1号ウに掲げる場合にあっては事業を、それ以外の場合にあっては引き続き6月以上同一の事業を営んでいること。

第4条第1号ア中「イ」を「イ及びウ」に改め、同号に次のように加える。

ウ 再生可能エネルギー電気を供給する事業として融資を受ける場合 1億円

第4条第4号中イをウとし、同号ア中「超える」を「超え3,000万円以下の」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 融資の額が3,000万円を超える場合 6月以内の据置期間を含み15年以内

第4条第6号ただし書中「市長」を「保証協会」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。